

事前報告制度の拡充（資料編）

平成28年11月24日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局



# 事前報告制度の拡充

## 背景

米国における同時多発テロ(2001年)等を受け、世界各国の税関は、貨物や旅客等に対するテロ対策を強化している。また、本年も、フランス、バングラデシュ等においてテロ事案が発生するなどテロ情勢は厳しさを増している。

我が国税関としても、2019年(平成31年)のラグビーワールドカップ、2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、テロ関連物資等の水際における一層の取締りの強化を図っていく必要がある。

## 見直しの内容

旅客、乗組員及び航空貨物に係る事前報告制度の拡充(情報の充実・早期化・電子化)等に関する関税法等の規定を整備する。

### (1)航空機旅客に係る出国PNRの報告を求める制度の新設

- ・出国PNRの入手により、早い段階で要注意旅客を選定し検査を実施。
- ・出国情報と入国情報の突合等により再入国旅客の行動を把握。

(注)航空機旅客に係るPNRは「予約者に関する事項:氏名、国籍、生年月日等」、「予約の内容に関する事項:予約日、航空券の番号、発行年月日等」、「予約者の携帯品に関する事項:携帯品の個数、重量等」、「予約者が航空機に搭乗するための手続に関する事項:搭乗手続をした時刻等」の35項目。

### (2)航空機に係る入国APIの報告時期の前倒し

- ・入国APIの報告時期を、入港90分前から相当程度前倒し。
- ・前倒しにより税関における十分なリスク分析及び取締体制を確保。

(注)航空機旅客に係る入国APIは「氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地、最終目的地、性別」の7項目であり、航空機乗組員に係る入国APIは「氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号」の5項目。

### (3)航空貨物に係る積荷情報項目の追加

- ・マスターAWB情報の報告項目(荷送人・荷受人)を追加。
- ・ハウスAWB情報を報告対象に追加。

(注)マスターAWBとは航空会社と荷主又はフォワーダー等の混載貨物業者との間の航空運送状であり、ハウスAWBは、フォワーダーと個々の貨物の荷主との間の航空運送状である。したがって、混載貨物の情報はハウスAWBに含まれる。

### (4)NACCSによる報告の原則化

- ・入出国API、入出国PNR及び航空貨物に係る積荷情報を原則NACCSにより報告。
- ・効果的・効率的なリスク分析及び円滑な入出港手続の確保。

### (5)特殊船舶等に係る出港手続等の整備

- ・出港手続及び資格変更手続を関税法上、明確化。
- ・出国APIを報告対象に追加。

## テロ対策の強化等に関する決定事項等

「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」(抄)  
(平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)

財務省及び財務省は、個人情報 of 適切な保護・管理体制の下、全ての旅客の乗客予約記録(PNR:Passenger Name Record)のNACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)による電子的な取得を進めるとともに、取得した情報の分析・活用的高度化を図る。このため、財務省及び財務省は、その他の関係省庁と連携して、航空会社からのPNR提出を促進することに努める。その際、関係省庁は、関係諸国との連携強化を進めるとともに、必要に応じ、国際的な法的枠組み等の整備を進める。

財務省は、国際郵便・航空貨物に係る事前情報の電子的入手・活用のため(中略)、パイロットプロジェクトの実施を含め、その制度・体制・システム整備等を進める。

「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」(抄)  
(平成27年12月24日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)

水際情報の収集・分析の強化等関係省庁は、個人情報 of 適切な保護・管理体制の下、全ての旅客の乗客予約記録(PNR:Passenger Name Record)の電子的な取得を一層進めるとともに、財務省では「出入国管理インテリジェンス・センター」、財務省では「情報センター」において、取得したPNRの分析・活用等を行い、テロリスト・テロ関連物資の水際の取締りを強化する。

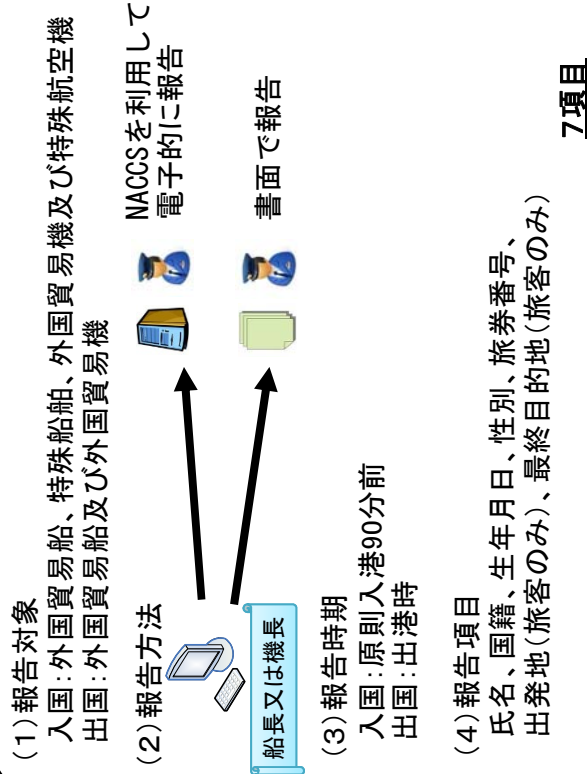
# 事前報告制度の拡充に係る検討①

- 航空機旅客に係る出国PNRの報告を求める制度の新設
- 航空機に係る入国APIの報告時期の前倒し

## 事前旅客情報

(API: Advance Passenger Information)

- ・入国API: 報告を義務付ける規定
- ・出国API: 報告を求めることができる規定



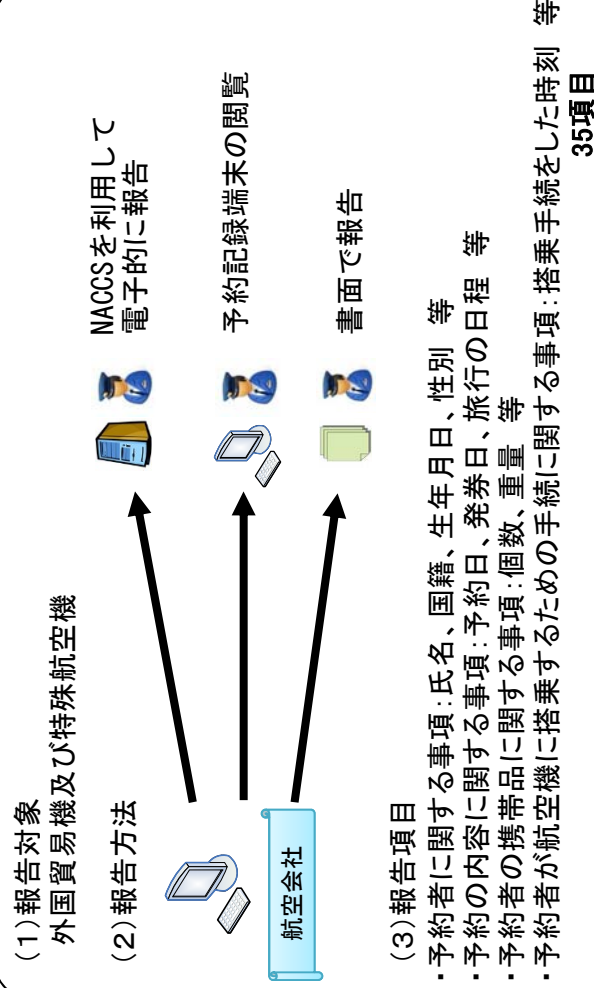
拡充

- 航空機に係る入国APIの報告時期を、入港90分前から相当程度前倒し  
 【平成29年6月施行】
- 特殊船舶等に係る出国APIを報告対象に追加  
 【平成29年6月施行】
- 入国APIのNACCSによる報告の原則化  
 【平成30年度施行】

## 乗客予約記録

(PNR: Passenger Name Record)

- ・入国PNR: 報告を求めることができる規定



拡充

- 航空機旅客に係る出国PNRの報告を求める制度の新設  
 【平成29年6月施行】
- 入国PNRのNACCSによる報告の原則化  
 【平成30年度施行】

## 主要国の航空機旅客に係る事前報告制度

		米国	カナダ	豪州	メキシコ	韓国	日本
API (事前旅客情報)	入国	○	○	○	○	○	○
	出国	○	×	○	○	○	○
	報告方法	航空会社の出発管理システムから電子的に報告	税関のシステム	税関のシステム	米国政府のシステム	税関のシステム	NACCS(特殊航空機等については主に書面)
PNR (乗客予約記録)	入国	○	○	○	○	○	○
	出国	○	×	○	○	○	×
	報告方法	・税関のシステム ・予約端末の閲覧	税関のシステム	税関のシステム	米国政府のシステム	税関のシステム	・NACCS ・予約端末の閲覧 ・書面

(注) 報告方法は、入出国共通。

## 事前報告制度の拡充に係る検討②

### ○ 航空貨物に係る積荷情報項目の追加



事前報告：原則入港3時間前の貨物情報によりリスク分析

[現行]

外国

マスターAWB情報

貨物の仕出し地、仕向地、記号、番号、数量、  
品名、マスターAWB番号

報告  
方法

書面、  
NACCS

日本

[改正(案)]: 赤字、赤字が改正部分 【平成30年度施行】

マスターAWB情報

貨物の仕出し地、仕向地、記号、番号、数量、  
品名、**荷送人の氏名・住所、荷受人の氏  
名・住所**、マスターAWB番号

報告  
方法

原則  
NACCS

**ハウスAWB情報：混載貨物の情報**

貨物の仕出し地、仕向地、記号、番号、数量、  
品名、荷送人の氏名・住所、荷受人の氏  
名・住所、マスター及びハウスAWB番号

より効果的・効率的な  
リスク分析

輸入申告  
・原則、保税地域搬入後

フォワーダー  
(通関業者)

税関



保税地域

入港

離陸



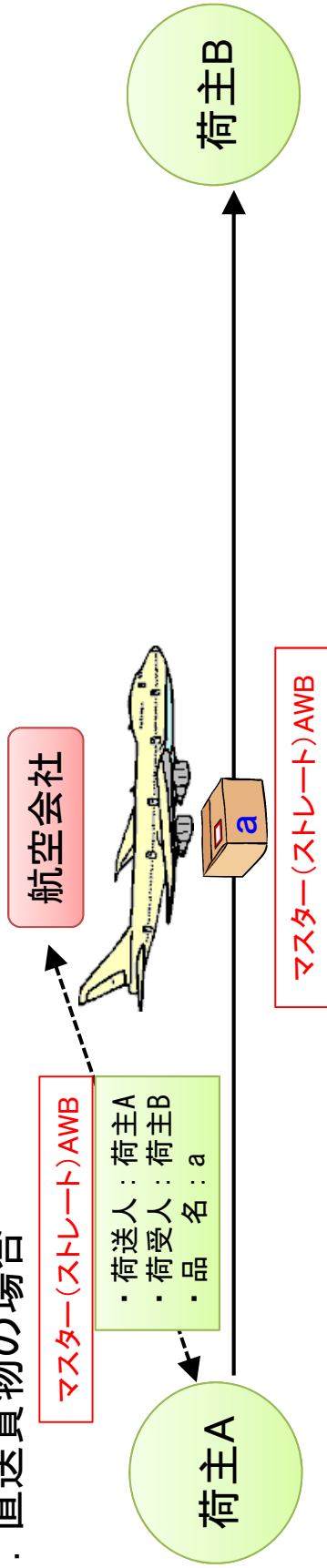
報告期限

原則3時間

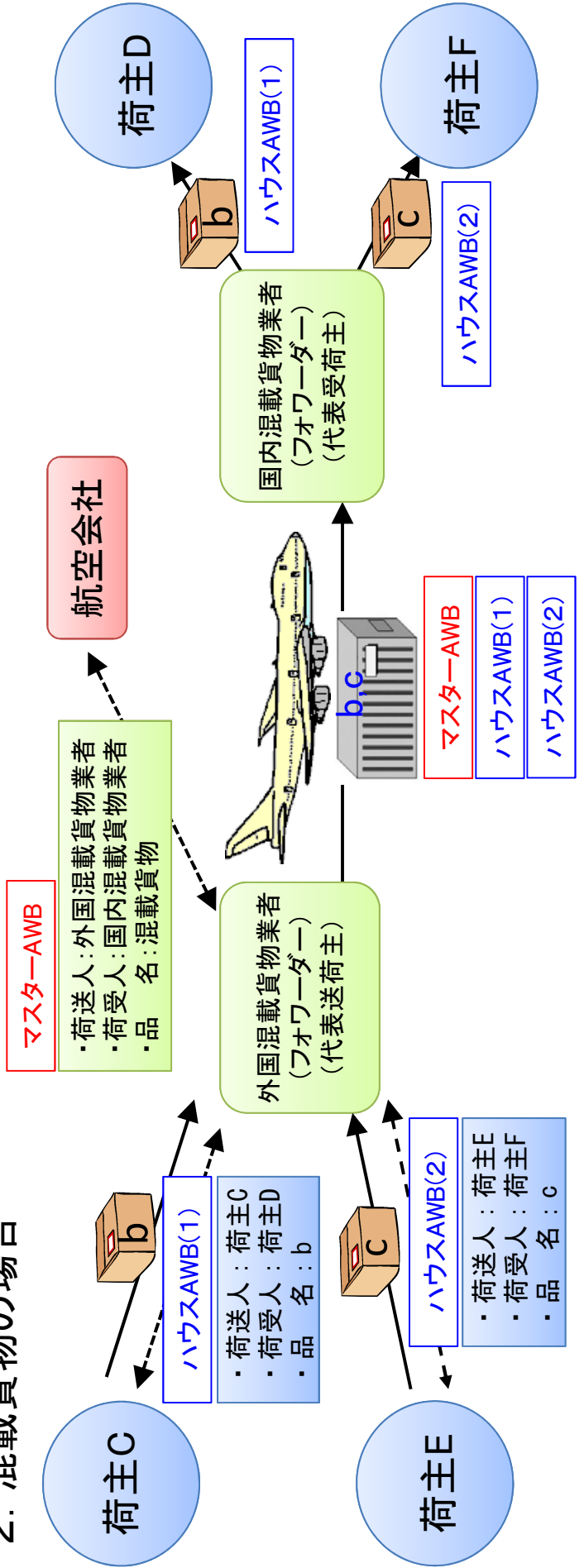
# マスターAWBとハウスAWBの違い

- マスター(ストレート)AWBの「荷送人欄」には、航空会社と運送契約を結ぶ送荷主が記載され、「荷受人欄」には受荷主が記載されている。
- 一方、混載貨物のマスターAWBの「荷送人欄」には、航空会社と運送契約を結ぶ外国混載貨物業者(代表送荷主)が記載され、「荷受人欄」には、国内混載貨物業者(代表受荷主)が記載されており、貨物の実際の送・受荷主はハウスAWBに記載されている。

## 1. 直送貨物の場合



## 2. 混載貨物の場合





## 事前報告制度の拡充に係る検討③

○ 特殊船舶等に係る出港手続等の整備 ※赤枠が改正部分

1. 入出港手続：特殊船舶等の出港手続を整備【平成29年6月施行】

	開港又は税関空港		不開港	
	入港届	出港届	入港届	出港届
外国貿易船等	○	○	○(出入の許可)	
特殊船舶等	○	×⇒○	○	×⇒○

2. 資格変更手続：特殊船舶等の資格変更手続(外航船から内航船への変更等)を整備

【平成29年6月施行】

	外国貿易船等	特殊船舶等	沿海通航船等
外国貿易船等	<del>○</del>	○	○
特殊船舶等	○		×⇒○
沿海通航船等	○	×⇒○	

## 特殊船舶及び特殊航空機を利用した密輸事犯

密輸事犯	概要
<p>プライベートジェットによる金地金の密輸 (摘発日：2015年12月14日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ マカオから那覇空港に入港したプライベートジェットの資格変更手続の際に、旅客及び機内に対する厳重検査を実施したところ、同機貨物室内に置かれていた未申告のスーツケース4個を発見。</li> <li>▶ 同スーツケースに対する開披検査を実施したところ、分散隠匿された<u>金地金112塊(112kg)</u>を発見し摘発。</li> </ul>
<p>外航ヨットによる大量覚醒剤等の密輸 (摘発日：2016年5月11日) (摘発日：2016年5月17日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 台湾から那覇港に入港した外航ヨットに対する船内検査を実施したところ、採取した検体からケタミンの反応。</li> <li>▶ 検査職員を増員のうえ、再度、船内検査を実施したところ、<u>船内複数の場所からケタミン121g等</u>を発見し摘発。</li> <li>▶ 後日、搜索差押許可状を取得し、税関及び海上保安庁の合同の船内搜索を実施したところ、左右船底及び左舷船室床下から<u>大量の覚醒剤(約600kg)</u>等を発見し摘発。</li> </ul>

## (参照条文)

### ○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）抄

#### 第三章 船舶及び航空機

##### (入港手続)

- 第十五条** 開港に入港しようとする外国貿易船の船長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該外国貿易船の積荷、旅客（当該外国貿易船に旅客が乗船する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。
- 2 外国貿易船が前項の報告をしないで開港に入港したときは、船長は、当該外国貿易船の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。
  - 3 外国貿易船が開港に入港したときは、船長は、入港の時から二十四時間（その時間が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）に含まれる場合においては、その行政機関の休日に含まれる時間を除いて計算する。第十八条第一項（入出港の簡易手続）において同じ。）以内に政令で定める事項を記載した入港届及び船用品目録を税関に提出するとともに、船舶国籍証書又はこれに代わる書類を税関職員に提示しなければならない。
  - 4 税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長に対し、前項の船用品目録に記載すべき事項を、その入港の前に報告することを求めることができる。この場合において、船長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、当該入港の前に当該報告をしなければならない。
  - 5 前項の求めがあつた場合において、その入港の前に同項の報告をしなかつた船長は、当該入港の後直ちに第三項の船用品目録を税関に提出しなければならない。
  - 6 第四項の報告をした船長は、第三項の規定にかかわらず、同項の船用品目録の提出を要しない。
  - 7 開港に入港しようとする外国貿易船の運航者等（船舶所有者、船舶賃借人又は傭船者であつて、この項に規定する積荷の運送契約の当事者である者をいう。）は、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、政令で定めるところにより、当該外国貿易船の当該開港への入港時の積荷（コンテナに詰められているものに限る。）の船積港を当該外国貿易船が出港する前に、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該積荷に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

- 8 前項に規定する積荷の荷送人であつて政令で定める者（以下この項において単に「荷送人」という。）は、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、政令で定めるところにより、当該荷送人に係る積荷の船積港を当該外国貿易船が出港する前に、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該積荷に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。
- 9 前二項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合には、電子情報処理組織の使用に代えて、財務省令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）又は書面の提出により当該報告を行うことができる。
- 10 税関空港に入港しようとする外国貿易機の機長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国貿易機の登録記号及び国籍のほか、当該外国貿易機の積荷、旅客（当該外国貿易機に旅客が搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする税関空港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。
- 11 外国貿易機が前項の報告をしないで税関空港に入港したときは、機長は、当該外国貿易機の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。
- 12 外国貿易機が税関空港に入港したときは、機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。
- 13 税関長は、第六十九条の十一（輸入してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港に入港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するもの（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項（許可）、第百二十九条第一項（外国人国際航空運送事業）又は第百三十条の二（本邦内で発着する旅客等の運送）の許可を受けた者（以下「航空運送事業者」という。）が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該外国貿易機の入港の前に、当該外国貿易機に係る予約者（航空券の予約をした者をいう。以下同じ。）、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。
- 14 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を利用してその情報

を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

#### (積荷に関する事項の報告)

**第十五条の二** 税関長は、前条第一項、第七項、第八項又は第十項の規定により積荷に関する事項の報告があつた場合において、この法律の実施を確保するためその内容を明瞭にする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その入港の前に、当該積荷の荷受人その他の政令で定める者に対し、報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、遅滞なく、当該報告をしなければならない。

#### (特殊船舶等の入港手続)

**第十五条の三** 開港又は税関空港に入港しようとする特殊船舶等（本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機で外国貿易船又は外国貿易機以外のもの（公用船、公用機その他の船舶又は航空機のうち政令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）の船長又は機長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍のほか、当該特殊船舶等の旅客（当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港又は税関空港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

2 特殊船舶等が前項の報告をしないで開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、当該特殊船舶等の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3 特殊船舶等が開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。

4 税関長は、第六十九条の十一（輸入してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港に入港しようとする特殊航空機（特殊船舶等のうち航空機であるものをいう。以下同じ。）であつて旅客が搭乗するもの（航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の入港の前に、当該特殊航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

5 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

### (貨物の積卸し)

**第十六条** 外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）に対する貨物の積卸しは、第十五条第一項（入港手続）の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第二項の規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く。）又は同条第十項の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第十一項又は第十八条第四項（入出港の簡易手続）の規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く。）には、してはならない。ただし、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物（郵便物に該当しない信書を含む。第十八条、第十九条、第二十四条第二項及び第六十三条第一項において同じ。）並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

- 2 船舶又は航空機に外国貨物の積卸しをしようとする者は、政令で定めるところにより、積卸しについての書類を税関職員に提示しなければならない。外国貿易船等に内国貨物の積卸しをしようとする者も、また同様とする。
- 3 第一項の場合のほか、第十五条第七項に規定する積荷について同項及び同条第八項の規定による報告がない場合には、当該積荷の船卸しをしてはならない。ただし、これらの報告に代わるべきものとして政令で定める報告があった場合であつて、政令で定めるところにより税関長の許可を受けたときは、この限りでない。

### (出港手続)

**第十七条** 外国貿易船等が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、税関に政令で定める事項を記載した出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、積荷、旅客（当該外国貿易船等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものを記載した書面の提出を求めることができる。

- 2 前項の場合において、当該外国貿易船についてとん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の規定により納付すべきとん税及び特別とん税の額があるときは、その額が納付された後でなければ、同項の許可をしないものとする。ただし、とん税法第九条第一項（担保）及び特別とん税法第七条第一項（担保）の規定による担保が提供された場合は、この限りでない。

### (入出港の簡易手続)

**第十八条** 外国貿易船が開港に入港する場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港するときその他政令で定めるときは、第十五条第三項から第五項まで（入港手続）の規定は、適用しない。

- 2 前項の場合において、同項の外国貿易船の船長は、政令で定める事項を記載した入港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。
- 3 外国貿易機が税関空港に入港する場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき（次項において「短期出港等の場合」という。）は、第十五条第十項から第十二項まで及び前条の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、第十五条第十項の規定による報告又は同条第十一項の規定による書面の提出をしなければならない。
- 4 前項の場合において、同項の外国貿易機の機長は、短期出港等の場合である旨を出港の時までに税関に届け出なければならず、また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条第十項の規定により報告すべき事項（前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。）を記載した書面を税関に提出しなければならない。

#### （特殊船舶等の入出港の簡易手続）

**第十八条の二** 特殊船舶等のうち船舶であるもの（次項において「特殊船舶」という。）が開港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港するときその他政令で定めるとき（次項において「短期出港等の場合」という。）は、第十五条の三（特殊船舶等の入港手続）の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、船長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

- 2 前項の場合において、同項の特殊船舶の船長は、政令で定める事項を記載した入港届を出港の時までに税関に提出しなければならず、また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条の三第一項の規定により報告すべき事項（前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。）を記載した書面を税関に提出しなければならない。
- 3 特殊航空機が税関空港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき（次項において「短期出港等の場合」という。）は、第十五条の三の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。
- 4 前項の場合において、同項の特殊航空機の機長は、短期出港等の場合である旨を出港の時までに税関に届け出なければならず、また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条の三第一項の規定により報告すべき事項（前項ただし書

の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。)を記載した書面を税関に提出しなければならない。

#### (開庁時間外の貨物の積卸し)

**第十九条** 税関官署の開庁時間(税関官署において事務を取り扱う時間として当該税関官署における事務の種類その他の事情を勘案して税関長が定めて公示した時間をいう。第九十八条第一項において同じ。)以外の時間において、外国貿易船等その他外国貨物を積んでいる船舶若しくは航空機に貨物の積卸しをし、又は船舶若しくは航空機に外国貨物を積み込もうとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。ただし、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

#### (不開港への出入)

**第二十条** 外国貿易船等の船長又は機長は、税関長の許可を受けた場合を除くほか、当該外国貿易船等を不開港に出入させてはならない。ただし、検疫のみを目的として検疫区域に出入する場合又は遭難その他やむを得ない事故がある場合は、この限りでない。

- 2 外国貿易船等が前項ただし書の事故により不開港に入港したときは、船長又は機長は、直ちにその事由を付してその旨を税関職員に(税関職員がいないときは警察官に)届け出なければならない。
- 3 税関長は、第六十九条の十一(輸入してはならない貨物)その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、不開港に入港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するもの(航空運送事業者が運航するものに限る。)の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該外国貿易機の入港の前に、当該外国貿易機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。
- 4 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

#### (特殊船舶等の不開港への出入)

**第二十条の二** 不開港に入港しようとする特殊船舶等の船長又は機長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍のほか、当該特殊船舶等の旅客(当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。)



- 及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする不開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。
- 2 特殊船舶等が前項の報告をしないで不開港に入港したときは、船長又は機長は、当該特殊船舶等の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。
  - 3 特殊船舶等が不開港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。
  - 4 税関長は、第六十九条の十一（輸入してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、不開港に入港しようとする特殊航空機であつて旅客が搭乗するもの（航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の入港の前に、当該特殊航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。
  - 5 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

#### （外国貨物の仮陸揚）

**第二十一条** 外国貨物を仮に陸揚（取卸を含む。以下同じ。）しようとするときは、船長又は機長は、税関に（税関が設置されていない場所においては税関職員に、税関職員がいないときは警察官に）あらかじめその旨を届け出なければならない。但し、遭難その他やむを得ない事故に因りあらかじめ届け出ることができない場合においては、陸揚した後直ちにその旨を届け出なければならない。

#### （沿海通航船等の外国寄港の届出等）

**第二十二条** 沿海通航船又は国内航空機（以下「沿海通航船等」という。）が遭難その他やむを得ない事故に因り外国に寄港して本邦に帰つたときは、船長又は機長は、直ちにその旨を税関に届け出るとともに、外国においてその船用品又は機用品を積み込んだ場合においては、その目録を税関に提出しなければならない。

#### （船用品又は機用品の積み込み等）

**第二十三条** 外国から本邦に到着した外国貨物である船用品又は機用品は、政令で定めるところにより、税関長に申告し、その承認を受けて、保税地域から本邦と外国との間を往来する船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶

- で政令で定めるものを含む。)又は航空機に積み込む場合に限り、外国貨物のまま積み込むことができる。この場合において、税関長は、当該船用品又は機用品が取締り上支障がないものとして政令で定めるものである場合には、政令で定める期間の範囲内で税関長が指定する期間内に積み込まれる船用品又は機用品の積込みについて一括して承認することができる。
- 2 内国貨物である船用品又は機用品を本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積み込もうとする者は、政令で定めるところにより、税関長に申告し、その承認を受けなければならない。ただし、遭難その他やむを得ない事故により不開港に入港し、その船用品又は機用品を積み込むことについて緊急な必要がある場合において、税関職員がいないときは、警察官にあらかじめその旨を届け出なければならない。
  - 3 前二項の承認は、当該承認に係る船用品又は機用品の種類及び数量が船舶又は航空機の種類、トン数又は自重、航海又は航行の日数並びに旅客及び乗組員の数等を勘案して相当と認められるときは、これをしなければならない。
  - 4 税関長は、第一項の承認をする場合においては、相当と認められる積込みの期間を指定しなければならない。この場合において、その指定後災害その他やむを得ない理由により必要があると認めるときは、税関長は、その指定した期間を延長することができる。
  - 5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る船用品又は機用品の積込みを終えたときは、政令で定めるところにより、直ちにその事実を証する書類を税関に提出しなければならない。ただし、同項後段の規定により一括して承認を受けた場合においては、当該承認に係る期間を当該承認をした税関長が政令で定めるところにより区分して指定した期間ごとに、当該期間内に積み込まれた船用品又は機用品に係る当該事実を証する書類を一括して提出することができる。
  - 6 第一項の承認を受けた船用品又は機用品が第四項の規定により指定された期間内に当該承認に係る船舶又は航空機に積み込まれなかつたときは、当該承認を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、当該船用品又は機用品が保税地域に入れられた場合、災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

#### (船舶又は航空機と陸地との交通等)

- 第二十四条** 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と陸地との間の交通(次項の規定に該当するものを除く。)又は貨物の積卸は、税関長の許可を受けた場合を除く外、その指定した場所を経て行わなければならない。
- 2 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への交通が貨物(その授受につきこの法律の規定により承認又は許可を受けた貨物及び郵便物を除く。)の授受を目的とするものであるときは、その交通は、政令で定めるところに

より、税関長の許可を受け、かつ、その指定した場所を経て行わなければならない。

- 3 税関長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該許可をしないことができる。
  - 一 その者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経ない場合
  - 二 その者がこの法律以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない場合
  - 三 その者が前二号のいずれかに該当する者又はこれを役員とする法人の代理人、使用人その他の従業者である場合
- 4 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との間の交通は、税関長の許可を受けた場合を除く外、行つてはならない。

#### (船舶又は航空機の資格の変更)

**第二十五条** 外国貿易船等以外の船舶又は航空機を外国貿易船等として使用しようとするときは、船長又は機長は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。外国貿易船等を外国貿易船等以外の船舶又は航空機として使用しようとするときも、また同様とする。

#### (船長又は機長の行為の代行)

**第二十六条** 第十五条（入港手続）、第十五条の三（特殊船舶等の入港手続）、第十七条第一項（出港手続）、第十八条（入出港の簡易手続）、第十八条の二（特殊船舶等の入出港の簡易手続）、第二十条（不開港への出入）、第二十条の二（特殊船舶等の不開港への出入）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚）又は前条の規定により船長又は機長が行うべき行為は、これらの条に規定する船舶又は航空機の所有者等（所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長若しくは機長の代理人をいう。）も行うことができる。

#### (船長又は機長の職務代行者)

**第二十七条** この章の規定で船長又は機長に適用されるものは、船長又は機長がその職務を行うことができない場合においては、船長又は機長に代つてその職務を行う者に適用する。

#### (税関職員に対する便宜供与)

**第二十八条** 税関職員が職務を執行するため船舶又は航空機に乗り込む場合においては、船長又は機長は、税関職員に対し職務の執行に必要な場所の提供その他の便宜を与えなければならない。